飛騨市　出産・子育て応援ギフトのご案内について

飛騨市　市民保健課

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるための相談支援と経済的支援を一体的に実施する制度のご案内です。

なお、令和６年度より、現金給付から電子クーポンの給付（子育て関連の商品等を電子カタログから選ぶ「ぎふっこギフト」に変更になります　（ギフトへの変更の詳細は下記をご確認ください）

1. ギフト支給の対象者

事業開始日（令和5年2月1日）以降の申請日時点で飛騨市に住所を有し、下記に該当する方です。

＜ギフトの内容＞

	現金給付（5万円）	ぎふっこギフト （5万円分の電子カタログギフト）
出産応援ギフト	令和6年３月31日までに妊娠届出をし、保健センターで面談を受けた妊婦の方	令和6年4月1日以降に妊娠届出をし、保健センターで面談を受けた妊婦の方
子育て応援ギフト	令和6年3月31日までに出生した児を養育しており、産後の面談（こんにちは赤ちゃん訪問）を受けた方	令和6年４月1日以降に出生した児を養育しており、産後の面談（こんにちは赤ちゃん訪問）を受けた方

＊出産応援ギフトは妊婦1人あたり5万円のギフト、子育て応援ギフトは出生した児1名あたり5万円分のギフト支給となります。

2. 申請の案内時期について

下記の時期に保健センター職員より申請のご案内をします。

出産応援ギフト	妊娠届出時（母子手帳交付時）の面談の際
子育て応援ギフト	産後の面談（こんにちは赤ちゃん訪問）の際

※出産応援ギフトは妊娠届出をされた後、流産・死産された方も対象になります。

3. 申請及び給付方法

（1）申請書に必要事項を記入し、古川町保健センター（ハートピア古川内）もしくは神岡町保健センターに提出してください。

（2）　申請後、審査が行われ、給付の決定し、下記の方法で給付します。

現金給付	指定された金融機関の口座へ振り込み
ぎふっこギフト	ぎふっこギフト委託先事業者（リンベル株式会社）より、専用ウェブサイトにアクセスできる案内が届きます（郵送）

＜お問合せ＞

飛騨市　市民保健課　　古川町保健センター　　☏　0577－73―2948